

第1号様式(第12条関係)

公益通報受付票

受付年月日	年 月 日	件名			
通報方法	封書 電子メール 電話 面談 ファックス その他()				
公益通報者	所属・補職	部 課			
	氏 名		結果報告	希望する	希望しない
	希望連絡先	電話	職場・自宅・その他()		
		住所	職場・自宅・その他()		
公益通報対象事実の概要	(発生日時、発生場所、関係する職員の所属及び氏名、具体的事実の内容等)				
公益通報対象事実を知った経緯					
他に公益通報対象事実を知っている者の有無	有	その者の所属・氏名 []			
	無				
公益通報対象事実の証拠資料等の有無	有	証拠資料の名称等 []			
	無				
特記事項					

受理又は不受理の決定欄

受理(年 月 日受理決定) 不受理(年 月 日不受理決定) 不受理の理由 []	公益通報 管理者印
--	--------------

公益通報受理・不受理決定通知書

年 月 日

様

長崎市公益通報管理者
(長崎市職員倫理指導監)

(受理の場合)

年 月 日にあなたから受けた通報は、年 月 日付けで公益通報として受理することと決定し、同日から調査を開始するので、長崎市法令遵守の推進に関する規程第12条第2項の規定により通知します。なお、調査に必要な期間は、日間を見込んでいます。

(不受理の場合)

年 月 日にあなたから受けた通報は、下記の理由により公益通報とは認められず、年 月 日付けで不受理と決定したので、長崎市法令遵守の推進に関する規程第12条第2項の規定により通知します。

不受理の理由

(受理又は不受理共通)

(教示)

正当な公益通報又は公益通報に係る相談をしたことを理由として、いかなる不利益も受けることはありません。

なお、正当な公益通報又は公益通報に係る相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思料する事実があるときは、その内容を公益通報管理者に申し出ることができます。

また、あなたが受けた不利益な取扱いの内容等に応じて、地方公務員法第8条第2項第3号に規定する公平委員会に対する苦情相談、同法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第49条の2第1項に規定する公平委員会に対する不服申立て等の制度を利用することができます。

第3号様式（第15条関係）

公益通報調査結果・是正措置等通知書

年 月 日

様

長崎市公益通報管理者
(長崎市職員倫理指導監)

年 月 日付けで受理した、あなたからの公益通報に係る調査結果及びその是正措置等について、長崎市法令遵守の推進に関する規程第15条の規定により通知します。

受 理 日	年 月 日	調 査 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
通報事実の 存否	通報事実あり		通報事実なし
調 査 結 果			
是 正 措 置 等 の 内 容			
そ の 他			